

牛久市電子入札運用基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この運用基準は、牛久市における電子入札システムの適切、かつ、円滑な運用を図るため、牛久市電子入札の実施に関する告示（令和6年牛久市告示第239号。以下「告示」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この運用基準において用いる用語の意義は、別に定めるもののほか、次に掲げる事項については当該各号に定めるところによる。

- (1) 入札情報サービス（以下「P P I」という。） 発注の見通し、発注情報、入札・契約結果に関する情報等をインターネット上に公開するとともに、入札参加者による設計図書類のダウンロードを可能にするシステムをいう。
- (2) I Cカード 電子認証局が発行した電子的な証明書を格納しているカードをいう。受注者と牛久市の双方でI Cカードを使用した情報のやり取りを行う。ネットワークなどを利用した電子文書のやり取りで、なりすましや改ざんを防止するために使用される。
- (3) 電子くじ 入札参加者が入札時に指定した任意の3桁の数字と、電子入札システムで発生する処理時刻を用いた乱数を使用した演算式により、コンピュータで落札者を決定するシステムをいう。

第2章 共通事項

(対象入札方式)

第3条 電子入札システムの対象入札方式は、建設工事及び設計業務等における条件付き一般競争入札及び指名競争入札とする。

(電子入札を行う案件の基準)

第4条 前条において、牛久市が電子入札で行うことを決定した案件（以下「電子入札案件」という。）は、原則として、電子入札システムにより入札事務を行うものとする。

（入札情報サービスの取扱い）

第5条 電子入札案件の入札公告、設計図書等の閲覧、入札結果の公表、その他入札手続に必要な事項の公表はP P Iにより行うものとする。

（システムの運用時間）

第6条 電子入札システム及びP P Iの運用時間は、牛久市の休日を定める条例（平成元年条例第39号）第1条第1項に規定する市の休日を除く次の時間帯とする。

	電子入札システム	P P I
牛久市	8：30 ～ 22：00	同左
入札参加者	9：00 ～ 18：00	24時間運用

（各受付期間等の設定）

第7条 電子入札案件の各受付期間等は、次のとおり設定するものとする。

- （1）開札予定日時は、入札書提出締切予定日時の翌日を標準とする。
- （2）入札書提出締切予定日時は、入札書受領期間の最終日の17時を標準とする。
- （3）入札書提出締切予定日時は、通知又は公告により日時を示すこととする。
- （4）その他の期間等における日時の設定にあたっては、入札公告等において明示するものとする。

（条件付き一般競争入札の公告日以降の案件の修正）

第8条 公告日以降において、案件登録情報のうち、入札方式、工種区分、落札方式、工事／業務区分、内訳書有無、案件区分について錯誤が認められた場合には、牛久市は次の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

【案件の修正手順】

- （1）錯誤案件に対して競争参加資格確認申請が行われるのを防ぐため、締切日時を最小単位（1分）になるよう変更する。

(修正例：受付開始日時 13：00 同締切日時 13：01)

(2) 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

(修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」)

(3) 新規の案件として改めて登録する。

(4) 既に競争参加資格確認申請書等の提出があった入札参加者に対しては、電話又はファクシミリ等により確実に連絡を行い、改めて登録した電子入札案件に対して競争参加資格確認申請書等を提出するように依頼する。

(電子ファイルの作成基準)

第9条 電子ファイルでの提出を求める資料の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次のいずれかを指定する。ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は、作成時に利用しないよう入札参加者に明示するものとする。

(1) txt 形式又は csv 形式で保存したテキストファイルとする。

(2) tif 形式又は jpg 形式若しくは png 形式で保存した画像ファイルとする。

(3) 電子ファイルの圧縮は認めない。

(4) 提出する電子ファイルは、ウイルスチェック済みのものとする。

(ウイルス感染ファイルの取扱い)

第10条 入札参加者から提出された電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合には、直ちに当該電子ファイルの参照等を中止するとともに、牛久市よりウイルスに感染している旨を当該入札参加者に連絡し、再提出の方法について協議を行うものとする。

第3章 入札書等の取扱い

(入札書等の受付)

第11条 入札書の提出は、電子入札システムにより入札金額、くじ番号を入力して行うものとする。ただし、あらかじめ申し出た場合は、郵送又は窓口持参での提出を認めるものとする。なお、建設工事の場合には、併せて工事費内訳書が添

付されたものを有効な入札書として取扱うものとする。

(工事費内訳書等の提出方法)

第12条 建設工事における工事費内訳書の提出は、電子入札システムによる電子ファイルでの提出とする。ただし、あらかじめ申し出た場合は、郵送又は窓口持参での提出を認めるものとする。なお、工事費内訳書等の電子ファイル作成については、第9条の規定に基づくものとする。

(入札書等提出時の留意点)

第13条 入札参加者は、次の事項に留意して適正な入札書等の提出がなされるよう努めるものとする。

- (1) 入札書の入力 is 正確に行い、入札書提出内容確認画面において入力内容の確認を行ってから入札書を提出すること。
- (2) 入札書提出締切予定日時までに入札書の提出が完了するよう、余裕をもって処理を行うこと。
- (3) 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知により確認すること。

(入札の辞退等)

第14条 電子入札における入札の辞退等についての取り扱いは以下のとおりとする。なお、いずれの場合においても入札参加者として認めないものとする。

- (1) 一般競争入札において競争参加資格確認申請書提出後、参加申請書提出締切予定日時までに入札参加を取り下げる旨連絡があった場合、当該申請を取り下げるものとする。
- (2) 一般競争入札において競争参加資格確認通知書を受領後、又は指名競争入札において指名通知書を受領後、入札を辞退する場合は、入札書提出締切予定日時までに電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。
- (3) 紙入札を認められた者が入札を辞退する場合は、入札書提出締切予定日時までに牛久市競争入札参加者心得第10条に規定する入札辞退届を提出するものとする。なお、紙入札において、辞退する旨明記された入札書が提出された場合においても、事前に入札辞退届を提出したものとみなす。

(4) 入札書提出締切予定日時までに入札書が提出されない場合は、入札を無効として取り扱う。

(入札書等提出後の撤回等)

第15条 電子入札システムにより一旦提出された入札書および工事費内訳書又は入札辞退届は、撤回、訂正等を認めないものとする。紙入札においても同様とする。

第4章 開札

(開札方法)

第16条 開札は、事前に設定した開札予定日時後、速やかに行うものとする。ただし、紙入札による入札参加者がいる場合には、紙媒体の入札書を開封し、その内容を電子入札システムに登録してから開札を行うものとする。

2 入札参加者は、電子入札の開札に立ち会うことができる。開札に立ち会う場合には、入札書提出締切予定日時までに発注者に連絡すること。

(電子くじの実施について)

第17条 落札となるべき金額で入札した者が複数であり、電子くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、電子入札システムにより電子くじを実施する。入札参加者が、電子くじを行うためのくじ番号を設定していない場合は、そのくじ番号を発注者が無作為に設定するものとする。

2 前項の規定により発注者がくじ番号を無作為に設定する方法は、0から9の番号の入ったくじを一の位から順に引くことで決定するものとする。

(開札の延期の連絡)

第18条 開札を延期する場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、当該案件の入札参加者全員に対し、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知するものとする。

(開札の取り止めの連絡)

第19条 開札を取り止める場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミ

リ等により、当該案件の入札参加者全員に対し、開札を取り止める旨の通知を行うものとする。

第5章 入札参加資格業者の利用者登録及びＩＣカードの取扱い

(電子入札システムの利用を認める入札参加資格業者の基準)

第20条 電子入札システムを利用することができる入札参加資格業者は、牛久市の有資格者名簿に登録を受けている者（以下「代表者」という。）又は当該代表者から入札に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）とする。ただし、経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体においては、代表構成員及び構成員全員からの受任者のみが電子入札システムを利用することができるものとする。

(電子入札システムへの利用者登録)

第21条 入札参加資格業者は、初めて電子入札システムを利用する場合や新たにＩＣカードを取得した場合には、入札参加資格業者のパソコンから電子入札システムに利用者の登録を行うものとする。なお、電子入札システムの利用については、下記書類の届出をし、牛久市の審査終了後から可能となるものとする。

(1) 届出に伴う提出書類

① 単体企業：電子入札利用届【様式第1号】

② 経常建設共同企業体：電子入札利用届（経常建設共同企業体）【様式第2号】

③ 利用者情報

電子入札システムの利用者登録時に、入札参加者のパソコンから印刷したＩＣカード情報等を記載したもの。

④ 委任状

第22条の規定に基づくものとする。

(2) 書類の提出方法

郵便又は窓口持参による

(3) 書類の提出先

牛久市契約主管課

(受任者による電子入札システムの利用基準)

第22条 第20条の規定に基づく、受任者による電子入札システムの利用は、下記の基準により委任状が提出された場合に限り認めるものとする。

(1) 提出様式

①単体企業：委任状（電子入札用）【様式第3号】

②経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体

：委任状（共同企業体電子入札用）【様式第4号】

(2) 提出時期

①単体企業及び経常建設共同企業体の委任状は、利用者登録手続きの際に提出を求めるものとする。

②特定建設工事共同企業体は、当該特定建設工事共同企業体に係る入札参加資格審査申請書類提出時において、委任状を提出するものとする。

③入札手続途中における提出は認めない。

(3) 委任期間

①委任期間は、ICカードの有効期限を限度とする。

②委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合には、変更内容について速やかに、契約主管課に書面による届出を行うものとする。

(電子入札システムに登録できるICカードの基準)

第23条 電子入札システムに登録することができるICカードは、民間の電子認証局が発行したもので、ICカードの名義は、企業の代表者又は受任者の名義で、一企業一名義のみとする。なお、入札参加者に対しては、ICカードの失効、閉塞、破損等に備えて、複数枚のICカードを登録することを奨励するものとする。経常建設共同企業体の場合は、単体企業用とは別のICカードを使用する。特定建設工事共同企業体の場合は、単体企業用としてシステムに登録した代表構成員のICカードを使用する。

(代表窓口情報及びICカード利用部署情報等の変更)

第24条 入札参加資格業者は、電子入札システムに登録した代表窓口情報及び I C カード利用部署情報の変更が生じた場合には、入札参加者のパソコンから随時変更内容の登録を行うものとする。

(I C カード有効期限の対応)

第25条 入札参加資格業者は、現在使用している I C カードの有効期間内に、入札参加資格業者のパソコンから電子入札システムに新しい I C カードの登録を行うものとする。なお、 I C カードの名義及び住所の変更を伴う場合は、次条の規定によるものとする。

(I C カードの名義、住所の変更)

第26条 入札参加資格業者は、 I C カードの名義及び住所の変更が生じた場合には、第21条の規定に準じて I C カードの新規登録及び書面による届出を行うものとする。なお、当該変更登録については、審査が終了するまで、システムの利用が不可となるため、原則として、第28条から第32条までの規定に基づき紙入札で対応するものとする。

(I C カード不正使用の取扱い)

第27条 入札参加者が I C カードを不正使用した場合には、当該入札への参加を認めないものとする。落札後に不正使用が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用が判明した場合には、着工工事等の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

【不正使用した場合の例示】

- ① 他人の I C カードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- ② 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者の I C カードを使用して入札に参加した場合

第6章 紙入札での参加を認める基準

(当初から紙入札での参加を認める基準)

第28条 入札参加資格業者から紙入札承諾願届出書【様式第5号】が提出された場合は、入札参加資格業者側にやむを得ない事由があると市長が認めた場合に限り、当初から紙入札を認めるものとする。紙入札を認められた入札参加者については、紙入札により電子入札案件に参加する業者（以下「紙入札業者」という。）として電子入札システムに登録し入札に参加させるものとする。

【やむを得ない事由の例示】

- ① 電子入札の導入準備中で、ＩＣカードの取得が間に合わなかった場合
- ② コンピューター又はネットワーク環境が整っていない等、電子入札に対応できないと認められる場合
- ③ 企業方針や経営状況などから、電子入札システムを利用しない場合
(紙入札による提出書類等の取扱い)

第29条 前条の規定により、電子入札案件に紙入札で参加することを認めた場合には、告示第11条第3項の規定に基づき提出書類等を取り扱うものとする。
(電子入札から紙入札への変更を認める基準)

第30条 電子入札の手続開始後、入札参加者から紙入札参加届出書【様式第6号】が提出され、紙入札への変更を求められた場合には、やむを得ない事由により電子入札の続行が不可能であり、かつ、全体の入札手続に影響がないと認められるときは、当該入札参加者について、電子入札から紙入札への変更を認めるものとする。

【やむを得ない事由の例示】

- ① ＩＣカードが失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカード再取得の申請又は準備中の場合
- ② 企業名、企業住所、代表者の変更により、ＩＣカード再取得の申請又は準備中の場合
- ③ 入札参加者側のシステム障害の場合
(紙入札に移行する場合の取扱い)

第31条 前条の規定により、紙入札への変更を認めた場合には、当該入札参加者

について、速やかに紙入札業者として登録するものとする。また、当該入札参加者に対し、紙入札業者としての登録後においては、電子入札システムに係る作業を行わないよう指示するものとする。ただし、既に実施済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱い、別途の交付又は受領手続を要しないものとする。

(紙入札による電子くじ番号の取扱い)

第32条 紙入札による電子くじ番号は、入札参加者が入札書の余白に3桁のくじ番号を記入し提出するものとする。

第7章 システム障害等の取扱い

(入札参加者側のシステム障害時)

第33条 入札参加者側のシステム上の障害等により、一部の入札参加者が電子入札を行うことができない場合には、第30条の規定により電子入札から紙入札へ移行するものとする。なお、入札参加者に対しては、システム障害に備えて、複数のICカードの取得、代替機器及び複数のプロバイダ・アクセス回線の確保を推奨するものとする。

(牛久市側のシステム障害時)

第34条 牛久市側のシステム等に障害が発生して、全ての入札参加者が利用不可となった場合には、入札書提出締切予定日時及び開札予定日時の変更(延長)を行うものとする。この場合には、電子入札システム及び電話又はファクシミリ等により、入札参加者にその旨を通知するものとする。なお、電子入札システムが長期にわたり停止する場合には、全面的に紙入札に切り換えるものとし、ホームページ等による公表を行うものとする。

附 則

この運用基準は、令和6年12月1日から施行する。

(様式第1号)

電子入札利用届

年 月 日

牛久市長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

牛久市における電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

(添付書類)

1 利用者情報 (※1)

2 委任状 (※2)

※1 電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもので、登録するICカード情報が含まれる。

※2 (様式第3号) 代表者より代理人として入札に関する権限の委任を受ける者のICカードを登録する場合に提出する。

(様式第2号)

電子入札利用届(経常建設共同企業体)

年 月 日

牛久市長

様

企業体名称

経常建設共同企業体

代表構成員 所在地

商号又は名称

代 表 者

印

構成員 所在地

商号又は名称

代 表 者

印

牛久市における電子入札に参加したいので、下記の関係書類を添えて届け出ます。

記

(添付書類)

1 利用者情報(※1)

2 委任状(様式第4号)

※1 電子入札システムで利用者登録を行ったときに印刷したもので、登録するICカード情報が含まれる。(様式第4号により当該経常建設共同企業体から代理人として入札に関する権限の委任を受ける者のICカード情報を提出すること。)

(様式第 3 号)

委任状（電子入札用）

年 月 日

牛久市長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

私儀、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

(受任者)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 印

記

(委任事項)

1 電子入札システムによる入札に関する件

2 委任期間 年 月 日から 年 月 日まで

(様式第 4 号)

委任状（共同企業体電子入札用）

年 月 日

牛久市長 様

企業体名称 共同企業体

代表構成員 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 印

構成員 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 印

私儀、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

(受任者)

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 印

記

(委任事項)

1 電子入札システムによる入札に関する件

2 委任期間 年 月 日から 年 月 日まで

(様式第5号)

紙入札承諾願届出書

年 月 日

牛久市長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

下記案件について、電子入札システムによる入札に参加せず、紙入札を行うため、紙入札による承諾願の届出書を提出します。

記

1 電子入札システムによる参加をしない理由

(様式第 6 号)

紙 入 札 参 加 届 出 書

年 月 日

牛久市長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者

印

下記案件について、電子入札システムによる入札に参加せず、紙入札を行うため、紙入札による参加の届出書を提出します。

記

1 案件名称

2 電子入札システムによる参加をしない理由